

○亀山市学校運営協議会規則

平成24年2月23日

教育委員会規則第1号

改正 平成29年8月21日教委規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の6の規定に基づき、亀山市立の小学校、中学校又は幼稚園（以下「学校」という。）における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（平29教委規則3・一部改正）

(趣旨)

第2条 協議会は、亀山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長（園長を含む。以下同じ。）の権限及び責任の下、保護者及び地域住民等による学校運営への参画、支援及び協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めるものとする。

（平29教委規則3・一部改正）

(設置)

第3条 教育委員会は、前条の趣旨を達成するため、その所管に属する学校ごとに、協議会を置くように努めるものとする。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、対象学校の校長、当該対象学校に在籍する児童、生徒又は幼児の保護者及び当該対象学校の所在する地域の住民の意見を聞くものとする。

(平29教委規則3・全改)

(協議会の承認事項)

第4条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年度基本方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 学校経営計画に関する事。
- (2) 教育課程の編成に関する事。
- (3) 予算の編成に関する事。
- (4) その他協議会が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、前項の承認を得た基本方針に従い、学校運営に努めるものとする。

(平29教委規則3・一部改正)

(意見の申出)

第5条 協議会は、学校をより良くするため対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は当該対象学校の校長に対して意見を述べるができる。

2 協議会は、第2条に定める趣旨を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会に対して意見を述べるができる。

3 協議会は、前2項の規定に基づき教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(平29教委規則3・一部改正)

(運営状況等の評価)

第6条 協議会は、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(平29教委規則3・追加)

(運営等に関する協議の結果に関する情報の提供)

第7条 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

(1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する児童、生徒又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めること。

(2) 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。

(平 2 9 教委規則 3 ・ 追加)

(協議会の組織)

第 8 条 協議会は、委員 1 5 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 当該対象学校に在籍する児童、生徒又は幼児の保護者

(2) 当該対象学校の所在する地域の住民

(3) 当該対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 当該対象学校の校長

(5) 当該対象学校の教職員

(6) 関係行政機関の職員

(7) その他教育委員会が必要と認める者

3 対象学校の校長は、前項の委員の委嘱及び任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

4 委員のうち、その一部については、公募をすることができる。

5 委員に欠員が生じたときは、教育委員会は、速やかに新たな委員を委嘱し、又は任命するものとする。

(平 2 9 教委規則 3 ・ 旧第 6 条線下 ・ 一部改正)

(委員の任期)

第 9 条 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(平 2 9 教委規則 3 ・ 旧第 7 条線下 ・ 一部改正)

(委員の服務)

第 1 0 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退い

た後も同様とする。

- 2 前項に規定するもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) 委員としてふさわしくない非行を行うこと。
  - (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会及び対象学校の運営に著しい支障をきたす言動を行うこと。

(平29教委規則3・旧第8条線下・一部改正)

(会長及び副会長)

第11条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、当該対象学校の校長である委員が指名し、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平29教委規則3・旧第9条線下・一部改正)

(協議会の会議等)

第12条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が校長と協議のうえ招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会の庶務は、当該対象学校において処理する。

(平29教委規則3・旧第10条線下・一部改正)

(会議の公開)

第13条 会議は、次に掲げる場合を除き、公開する。

- (1) 当該対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項について審議する場合

(2) その他特別の事情により、協議会が必要と認めた場合

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(平29教委規則3・旧第11条線下・一部改正)

(協議会の運営)

第14条 協議会は、法令及び教育委員会規則に反しない範囲において、運営に必要な事項を定めることができる。

(平29教委規則3・旧第12条線下)

(指導、助言等)

第15条 教育委員会は、協議会の運営状況について把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適性を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(平29教委規則3・旧第13条線下・一部改正)

(委員の解任)

第16条 教育委員会は、本人からの辞任の申出があったとき又は次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

(1) 第10条の規定に違反したとき。

(2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由があると認められるとき。

2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときには、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

(平29教委規則3・旧第15条線下・一部改正)

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

(平成29年教委規則3・旧第16条線下)

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年8月21日教委規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の亀山市学校運営協議会規則第3条第1項の規定により指定を受けている学校は、改正後の亀山市学校運営協議会規則第3条第1項の規定により協議会を設置されたものとみなす。